

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

### ◇告示 町の区域の新設等

- 字の区域の新設等(二件)
- 字の区域の変更
- 土地改良法による換地処分(四件)

## 告示

### 鳥取県告示第四百四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、及び変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設及び変更並びに字の区域の廃止は、昭和五十六年五月一日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十六年一月一日現在の地番による。)
麦垣町字上灘	新屋町字上灘の全域
麦垣町字川向前	新屋町字川向前の全域
麦垣町字蔵本灘	新屋町字蔵本灘八五の一から八五の六まで、八六の二、九二の二、九二の四、九三の二、九三の四、九四の一、九四の三、九五の二、九五の三、九六の一から九六の三まで、九七の一から九七の三まで、九八の一、九八の二、九九の一から九九の三まで、一〇〇の一から一〇〇の四まで、一〇一、一〇二の一から一〇二の四まで、一〇三の一から一〇三の三まで、一〇四の一から一〇四の三まで、一〇五の一から一〇五の三まで、一〇六の一、一〇六の二、一〇七、一〇八、一〇九の一、一〇九の二、一一〇の一から一一〇の三まで、一一一の一から一一一の五まで、一二三〇及びこれらと一体をなす国有地の一部
麦垣町字寺灘	小篠津町字寺灘の全域

財ノ木町字川尻	財ノ木町字上戎 通	財ノ木町字才ノ 木灘	財ノ木町字篠津 灘	財ノ木町字中灘	財ノ木町字上灘	財ノ木町字上灘の全域	財ノ木町字中灘の全域	財ノ木町字篠津灘の全域	財ノ木町字才ノ木灘の全域	財ノ木町字上戎通の全域	小篠津町字川尻の全域
<p>小篠津町字下灘の全域</p> <p>小篠津町字下戎通二七二の一から二七二の三まで、二七三の一、二七三の二、二七四の一、二七四の二、二七六の一から二七六の三まで、二七七の一から二七七の四まで、二七八の一から二七八の四まで、二七九から二八二まで、二八三の一、二八三の二、三五九、三六五、三六七の二、三六八及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>小篠津町字御崎灘三三四の二から三三四の四まで、三三五の一、三三五の二、三三六の一、三三六の二、三三六の三、三三七の一から三三七の五まで、三三八の一から三三八の四まで、三三九の一から三三九の六まで、三四〇の一から三四〇の五まで、三四一の一から三四一の四まで、三四二の一から三四二の四まで、三四三の一から三四三の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>											
三軒屋町字柳川 灘	三軒屋町字五ヶ 村樋	財ノ木町字上屋 敷	財ノ木町字川端	財ノ木町字才ノ 木	財ノ木町字西屋 敷	財ノ木町字出口	三軒屋町字荒山	三軒屋町字東砂	三軒屋町字砂	三軒屋町字口ノ 田	小篠津町字口ノ田二三八六の二、二三八七の二、二三八八の二、二八九〇の三、二八九一の二の一部、二八九二の一から二八九二の三まで、二八九三の一から二八九三の四まで、二八九四の一から二八九四の三まで、二八九五の一、二八九五の二、二八九六、二八九七の一から二八九七の四まで、二八九八の一から二八九八の六まで、二八九九から二四〇一まで、二四〇二の一、二四〇二の二、二四〇三の一、二四〇三の二及びこれらと一体をなす国有地
小篠津町字柳川灘の全域	小篠津町字五ヶ村樋の全域	小篠津町字上屋敷の全域	小篠津町川端の全域	小篠津町字才ノ木の全域	小篠津町字西屋敷の全域	小篠津町字出口の全域	新屋町字荒山の全域	新屋町字東砂の全域	新屋町字砂の全域	小篠津町字口ノ田二三八六の二、二三八七の二、二三八八の二、二八九〇の三、二八九一の二の一部、二八九二の一から二八九二の三まで、二八九三の一から二八九三の四まで、二八九四の一から二八九四の三まで、二八九五の一、二八九五の二、二八九六、二八九七の一から二八九七の四まで、二八九八の一から二八九八の六まで、二八九九から二四〇一まで、二四〇二の一、二四〇二の二、二四〇三の一、二四〇三の二及びこれらと一体をなす国有地	

三軒屋町字砂堀	小篠津町字砂堀の全域
三軒屋町字砂屋敷	小篠津町字砂西屋敷の全域
三軒屋町字砂山中	小篠津町字砂山中の全域
三軒屋町字俣川	小篠津町字俣川の全域
三軒屋町字一尺三寸	小篠津町字一尺三寸の全域
三軒屋町字上川西	小篠津町字上川西の全域
三軒屋町字下川西	小篠津町字下川西の全域
三軒屋町字砂屋敷	小篠津町字砂屋敷の全域
三軒屋町字西砂	小篠津町字西砂の全域
三軒屋町字棧	小篠津町字棧の全域
三軒屋町字柳川頭	小篠津町字柳川頭の全域
三軒屋町字柳川	小篠津町字柳川の全域
三軒屋町字竜ヶ灘	小篠津町字竜ヶ灘の全域
三軒屋町字竜ヶ山	小篠津町字竜ヶ山の全域
三軒屋町字下麦垣	小篠津町字下麦垣の全域
三軒屋町字島屋西	小篠津町字島屋西の全域

三軒屋町字北神田	渡町字北神田六二九の四、六三〇の三、六三一の三、六五七の一、六五七の二、六五八の一から六五八の三まで、六五九、六六〇の三から六六〇の五まで、六六一、六六一の一から六六一の三まで、六六一の五、六六一の六、六六一の二、六六二の三、六六二の四、六六三の一、六六三の二、六六三の三の一部、六六三の四から六六三の六まで、六六四、六六四の一、六六四の二、六六五から六六七まで、
三軒屋町字南神田	渡町字南神田二八六、二八六の二から二八六の四まで、二八七、二八七の二から二八七の四まで、二八八、二八八の二、二八八の三、二八九の一から二八九の三まで、二九二の三から二九二の五まで、二九三の二から二九三の五まで、二九四の一、二九四の三、二九四の四、二九五、二九五の二、二九五の三、二九六、二九六の二から二九六の六まで、二九七、二九七の一、二九七の三、二九七の六、二九七の七、二九八の四及びこれらと一体をなす国有地
三軒屋町字大見山	小篠津町字大見山の全域
三軒屋町字俣川東	小篠津町字俣川東の全域
三軒屋町字橋替	小篠津町字橋替の全域
三軒屋町字下中通	小篠津町字下中通の全域
三軒屋町字上中通	小篠津町字上中通の全域

	<p>六六八の一、六六八の二、六六八の三の一部、六六九の一、六六九の二、六七〇、六七一、六七二の一、六七二の二の一部、六七二の三、六七三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十六年一月一日現在の地番による。)</p>	<p>新屋町字蔵本灘</p>	<p>新屋町字蔵本灘のうち八五の一から八五の六まで、八六の二、九二の二、九二の四、九三の二、九三の四、九四の一、九四の三、九五の二、九五の三、九六の一から九六の三まで、九七の一から九七の三まで、九八の一、九八の二、九九の一から九九の三まで、一〇〇の一から一〇〇の四まで、一〇一、一〇二の一から一〇二の四まで、一〇三の一から一〇三の三まで、一〇四の一から一〇四の三まで、一〇五の一から一〇五の三まで、一〇六の一、一〇六の二、一〇七、一〇八、一〇九の一、一〇九の二、一一〇の一から一一〇の三まで、一一一の一から一一一の五まで、一二三〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>小篠津町字下戎通</p>	<p>小篠津町字下戎通のうち二七二の一から二七二の三まで、二七三の一、二七三の二、二七四の一、二七四の二、二七六の一から二七六の三まで、二七七の一から二七七の四まで、二七八の一から二七八の四まで、二七九から二八二まで、二八三の一、二八三の二、三五九、三六五、三六七の二、三六八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>小篠津町字御崎灘</p>	<p>小篠津町字御崎灘のうち三三四の二から三三四の四まで、三三五の一、三三五の二、三三六の一、三三六の二、三三六の四、三三七の一から三三七の五まで、三三八の一から三三八の四まで、三三九の一から三三九の六まで、三四〇の一から三四〇の五まで、三四一の一から三四一の四まで、三四二の一から三四二の四まで、三四三の一から三四三の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>小篠津町字口ノ田</p>	<p>小篠津町字口ノ田のうち二三八六の二、二三八七の二、二二九〇の二、二二九〇の三、二二九一の二の一部、二二九二の一から二二九二の三まで、二二九三の一から二二九三の四まで、二二九四の一から二二九四の三まで、二二九五の一、二二九五の二、二二九六、二二九七の一から二二九七の四まで、二二九八の一から二二九八の六まで、二二九九から二四〇一まで、二四〇二の一、二四〇二の二、二四〇三の一、二四〇三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>渡町字南神田</p>	<p>渡町字南神田のうち二八六、二八六の二から二八六の四まで、二八七、二八七の二から二八七の四まで、二八八、二八八の二、二八八の三、二八九の一から二八九の三まで、二九二の三から二九二の五まで、二九三の二から二九三の五まで、二九四の一、二九四の三、二九四の四、二九五、二九五の二、二九五の三、二九六、二九六の二から二九六の六まで、二九七、二九七の一、二九七の三、二九七の六、二九七の七、二九八の四及びこれらと一体をなす国有地以外</p>		

<p>廃止する字の名称</p>	<p>渡町字北神田</p>
<p>新屋町字上灘、新屋町字川向前、新屋町字荒山、新屋町字東砂、新屋町字砂、小篠津町字寺灘、小篠津町字下灘、小篠津町字上灘、小篠津町字中灘、小篠津町字篠津灘、小篠津町字才ノ木灘、小篠津町字上我通、小篠津町字川尻、小篠津町字上屋敷、小篠津町字川端、小篠津町字才ノ木、小篠津町字西屋敷、小篠津町字出口、小篠津町字柳川灘、小篠津町字五ヶ村樋、小篠津町字鳥屋西、小篠津町字下表垣、小篠津町字竜ヶ山、小篠津町字竜ヶ灘、小篠津町字柳川、小篠津町字柳川頭、小篠津町字棧、小篠津町字西砂、小篠津町字砂屋敷、小篠津町字下川西、小篠津町字上川西、小篠津町字一尺三寸、小篠津町字俣川、小篠津町字砂山中、</p>	<p>外の区域</p> <p>渡町字北神田のうち六二九の四、六三〇の三、六三一の三、六五七の一、六五七の二、六五八の一から六五八の三まで、六五九、六六〇の三から六六〇の五まで、六六一、六六一の一から六六一の三まで、六六一の五、六六一の六、六六二の一、六六二の三、六六二の四、六六三の一、六六三の二、六六三の三の一部、六六三の四から六六三の六まで、六六四、六六四の一、六六四の二、六六五から六六七まで、六六八の一、六六八の二、六六八の三の一部、六六九の一、六六九の二、六七〇、六七一、六七二の一、六七二の二の一部、六七二の三、六七三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

小篠津町字砂西屋敷、小篠津町字砂堀、小篠津町字三軒屋、小篠津町字大見山、小篠津町字俣川東、小篠津町字橋替、小篠津町字下中通及び小篠津町字上中通

鳥取県告示第四百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による高草地区第七工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>新たに画する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十五年七月十六日現在の地番による。）</p>
<p>宮谷字立見田</p>	<p>宮谷字立見二次一及びこれと一体をなす国有地、宮谷字生石二次二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五九五と一体をなす国有地、宮谷字背戸田三、四、合併、六、</p>

七、七内第一、八から一四まで、一五の一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字背戸田西分三三の一部、三四の一部、三五の一、三五の二、三六、三七、三八の一部、三九の一部、四〇から四二まで、四三の四の一部、四三の二、四三の三、四四の二の一部、四四の四、四四の五、四四内第三の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字今市四八の一部、四九、五〇の一、五〇の二、五一の一、五一の二、五二の一、五二の二、五三、五四及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字札幌五五から五七まで、五八の一、五八の二、五九、五九内第一、六〇から六六まで、<sup>六七</sup>六八)合併、六九から七一まで、<sup>七二</sup>七三)合併一、七二の二、七三、七三内第一、七四、七四内第一、七六から七九まで、八〇の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字松葉田八二から八七まで、八八の一部、八九の一部、九〇の一、九〇の二、九一、九二、九三の一部、九四、九四の二の一部、九五、九六の一部、九七の一部、九八の二の一部、九八の三、九九の一から九九の三まで及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字飄箆久保一〇〇の一、一〇〇の四及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字三月田一七九から一八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字竹ノ下二一三の一部、二一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一六次一と一体をなす国有地の一部、宮谷字狼谷五九二の一及び五九二の二と一体をなす国有地並びに野坂字岸ノ下六四八の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六四八と一体をなす

	国有地の一部
区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十五年七月十六日現在の地番による。)
野坂字海老川	野坂字海老川のうち六三七の一部、六三八の二の一部、六三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野坂字岸ノ下六四五の四の一部、六四七の一部、六四八の一部、六四八の三、六四八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに宮谷字背戸田西分四三の二の一部、四四の二の一部、四四内第三の一部及びこれらと一体をなす国有地
野坂字岸ノ下	野坂字岸ノ下のうち六四五の四の一部、六四七の一部、六四八の一部、六四八の三、六四八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六四八と一体をなす国有地の一部以外の区域、野坂字海老川六三七の一部、六三八の二の一部、六三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字背戸田一五の一部、一六の一部、一六次一及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字背戸田西分一七、一七次二、一八から一九まで、二九次一、三〇、三〇の一から三〇の三まで、三一、三二、三三の一部、三四の一部、三八の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに宮谷字生石六〇の一及び六〇の一の二
宮谷字立見	宮谷字立見のうち二次一及びこれと一体をなす国有地以外の区域

宮谷字今市	宮谷字今市のうち四八の一部、四九、五〇の一、五〇の二、五一の一、五一の二、五二の一、五二の二、五三、五四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宮谷字瓢箪久保	宮谷字瓢箪久保のうち一〇〇の一、一〇〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宮谷字蚊ヤリ	宮谷字蚊ヤリのうち一四一の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
宮谷字巻町田	宮谷字巻町田のうち一七二の一の一部、一七三の一部、一七五の一の一部、一七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮谷字松葉田八八の一部、八九の一部、九三の一部、九四の一の一部、九六の一部、九七の一部、九八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字蚊ヤリ一四一の一及びこれと一体をなす国有地、宮谷字大ヌカリの全域並びに宮谷字三月田一七六から一七八まで、一七九から一八一までの一部、一八二、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地
宮谷字前田	宮谷字前田の全域、宮谷字札幌八〇の一部、八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字巻町田一七二の一の一部、一七三の一部、一七五の一の一部、一七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字三月田一八一の一部、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字竹ノ下二二三の一部、二二四の一部、二二五の一から
宮谷字竹ノ下	二二五の三まで、二二六、二二六次一から二二六次四まで、二二七の一、二二七の二、二二〇、二四二の一、二四三の一から二四三の四まで、二四四の二、二四五の二、二四七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、宮谷字井手川尻三六三の五、三六四の三、三六四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに宮谷字兼田三六五の二、三六五の三の一部、三六八の一の一部、三六八の二、三六九の一の一部、三六九の二及びこれらと一体をなす国有地
宮谷字村下土居	宮谷字竹ノ下のうち二二三、二二四、二二五の一から二二五の三まで、二二六、二二六次一から二二六次四まで、二二七の一、二二七の二、二二〇、二四二の一、二四三の一から二四三の四まで、二四四の二、二四五の二、二四七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宮谷字蛇山	宮谷字村下土居のうち二七九の二、二八〇から二八二まで、二八三の一から二八三の三まで、二八四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
宮谷字清水下タ	宮谷字蛇山のうち三三三の四及びこれと一体をなす国有地以外の区域
宮谷字清水下タ	宮谷字清水下タのうち三三四、三三六の一の一部、三三七の一部、三三八の一から三三八の三まで、三三九、三四〇、三四三の一、三四三の二、三四四の一、三四四の二、三四五の一、三四五の二、三四六の一、三四六の二、三四

宮谷字兼田	宮谷字井手川尻
<p>宮谷字兼田のうち三六五の一から三六五の三まで、三六六の一、三六六の二、三六六次一、三六七の一、三六七の</p>	<p>七、三四八の一、三四八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>宮谷字井手川尻のうち三六三の五、三六四の三、三六四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、宮谷字村下土居二七九の二、二八〇から二八二まで、二八三の一から二八三の三まで、二八四の一及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字蛇山三三三の四及びこれと一体をなす国有地の一部、宮谷字清水下タ三三四、三三六の一の一部、三三七の一部、三三八の一から三三八の三まで、三三九、三四〇、三四三の一、三四三の二、三四四の一、三四四の二、三四五の一、三四五の二、三四六の一、三四六の二、三四七、三四八の一、三四八の二及びこれらと一体をなす国有地、宮谷字兼田三六五の一、三六五の三の一部、三六六の一、三六六の二、三六六次一、三六七の一、三六七の二の一部、三六八の一の一部、三六九の一の一部、三七三の二の一部、三七五の二、三七五の五及びこれらと一体をなす国有地並びに三七五の四と一体をなす国有地の一部、宮谷字清水ノ上五六〇及び五六一と一体をなす国有地の一部、宮谷字丸山五七二の一から五七二の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五二七から五三〇までと一体をなす国有地の一部並びに嶋字青木二〇一の一から二〇一の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>嶋字青木</p>	<p>宮谷字生石</p>	<p>宮谷字狼谷</p>	<p>宮谷字丸山</p>	<p>宮谷字清水ノ上</p>	
<p>宮谷字背戸田、宮谷字背戸田西分、宮谷字札場、宮谷字松葉田、宮谷字大ヌカリ及び宮谷字三月田</p>	<p>嶋字青木のうち二〇一の一から二〇一の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>宮谷字生石のうち二次二の一部、六〇一の一、六〇一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに五九五と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>宮谷字狼谷のうち五九二の一及び五九二の二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>宮谷字丸山のうち五七二の一から五七二の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五二七から五三〇までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>宮谷字清水ノ上のうち五六〇及び五六一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>二の一部、三六八の一、三六八の二、三六九の一、三六九の二、三七三の一の一部、三七五の二、三七五の五及びこれらと一体をなす国有地並びに三七五の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>



鳥取県告示第四百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による西伯地区北方工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>新たに画する字の名称</p> <p>大字北方字大黒 目谷東</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年二月二十日現在の地番による。）</p> <p>大字北方字大黒之谷東の全域、大字北方字道端北一一七六の二並びに一一六一、一一七五及び一一七六の二と一体をなす国有地、大字北方字セウ田のうち三五一、三五二の一、三五三の一部、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北方字ヲサキ三六〇及び三六二から三六四まで並びに大字北方字三先谷八〇九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字北方字大黒 目谷</p>	<p>大字北方字三先谷のうち八〇九と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北方字大黒之谷の全域、大字北方字姥ケ谷のうち八三六以外の区域、大字北方字大黒目谷山の全域、大字北方字ヲサキ三五六の一、三五六の二、三五七及</p>

<p>区域を変更する字の名称</p> <p>大字北方字道端北</p>	<p>これらのと一体をなす国有地、大字北方字林ケ谷七九一から七九三まで及び大字北方字長谷山八四九の一及び八四九の二並びに大字北方字椎ノ木山八四六の二</p>
<p>大字北方字道端北</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年二月二十日現在の地番による。）</p> <p>大字北方字道端北のうち一一七六の二並びに一一六一、一一七五及び一一七六の二と一体をなす国有地以外の区域並びに大字北方字セウ田三五一、三五二の一、三五三の一部、三五四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字北方字ヲサキ</p>	<p>大字北方字ヲサキのうち三五六の一、三五六の二、三五七、三六〇、三六二から三六四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字北方字林ケ谷山</p>	<p>大字北方字林ケ谷山のうち七九一から七九三まで以外の区域</p>
<p>大字北方字姥ケ谷山</p>	<p>大字北方字姥ケ谷山の全域及び大字北方字姥ケ谷八三六</p>
<p>大字北方字長谷山</p>	<p>大字北方字長谷山のうち八四九の一及び八四九の二以外の区域</p>
<p>大字北方字椎ノ木山</p>	<p>大字北方字椎ノ木山のうち八四六の二以外の区域</p>

廃止する字の名称

大字北方字大黒之谷東、大字北方字セウ田、大字北方字三先谷、大字北方字大黒之谷、大字北方字姥ヶ谷及び大字北方字大黒目谷山

鳥取県告示第四百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下光元地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十六年一月二十日現在の地番による。）

大字下光元字五町田

大字下光元字五町田のうち七二三の一部及び七二四の一部以外の区域、大字下光元字堅町七二九の一の一部、七三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下光元字中河原ノ一 七七二の一部、七七三の一部、七七三の二の一部、七六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大

字下光元字中河原ノ二 七七七の一部、七七八、七七九の一の一部、七八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下光元字昆沙門七九三の二の一部、七九四の一の一部、七九六の一部、七九六の一の一部、七九七から八〇五まで、八〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字下光元字堅町

大字下光元字堅町のうち七二九の一の一部、七三〇の一の一部、七三八の一部、七三九の一の一部、七三九の三、七四〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下光元字下河原七六七と一体をなす国有地の一部並びに大字下光元字中河原ノ一 七六九と一体をなす国有地の一部

大字下光元字下河原

大字下光元字下河原のうち七六七と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字下光元字堅町七三八の一部、七三九の一の一部、七三九の三、七四〇及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下光元字中河原ノ一 七六九の一部、七七〇の一、七七〇の三から七七〇の五までの一部、七七〇の七及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字下光元字中河原ノ一

大字下光元字中河原ノ一のうち七六九の一部、七七〇の一、七七〇の三から七七〇の五までの一部、七七〇の七、七七二の一部、七七三の一部、七七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下光元字五町田七二三の一部及び七二四の一部並びに大字下光元字中河原ノ二、七七六の一、七七六の二、七七七の一部、七七九、七七九の一の一部、七八〇の一部、七八四の一の一部、七八

<p>大字下光元字中 河原ノ二</p>	<p>四の二、七八四の三、七八五の一の一部、七八六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字下光元字昆 沙門</p>	<p>大字下光元字中河原ノ二のうち七七六の一、七七六の二、七七七から七七九まで、七七九の一の一部、七八〇の一部、七八一の一部、七八四の一の一部、七八四の二、七八四の三、七八五の一の一部、七八六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字下光元字昆沙門七九一の二の一部及び七九二の二の一部並びに大字下光元字上河原ノ二 八一〇の一部、八一〇の一部、八一二の一部、八一三の一部、八一四の一から八一四の三まで、八一五の一、八一五の二の一部、八一五の三、八一六の一部、八一四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字下光元字上</p>	<p>大字下光元字昆沙門のうち七九一の二の一部、七九二の二の一部、七九三の二の一部、七九四の一の一部、七九六の一部、七九六の一の一部、七九七から八〇五まで、八〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下光元字中河原の二 七八〇の一部、七八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字下光元字上河原ノ二 八一〇の一部、八一〇の一部、八一二の一部、八二四から八二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下光元字上河原ノ一 八二七の一、八二八の二の一部、八二九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>河原ノ二</p>	<p>八二二、八一三の一部、八一四の一から八一四の三まで、八一五の一、八一五の二の一部、八一五の三、八一六の一部、八二三の一部、八二四の一部、八二五、八二六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下光元字上河原ノ一 八三〇の一の一部、八三三の一の一部、八三三の二の一部、八三三の六の一部、八三五、八三五の一から八三五の三まで、八三六の一から八三六の四まで、八三九の三の一部、八三九の五、八三九次一、八四〇内第一の一部、八三九の五、八三九の五、八四〇内第一の一部、八四〇の四の一部、八四〇の五、八四〇の二の一部、八四〇の三、八四〇の四の一部、八四〇の五、八四一、八四一の一、八四一の二、八四二、八四二の一から八四三の三まで、八四三の三まで、八四四の一から八四四の五まで、八四五の四まで、一一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字下光元字上 河原ノ一</p>	<p>大字下光元字上河原ノ一のうち八二七の一、八二八の二の一部、八二九の一部、八三〇の一の一部、八三三の一の一部、八三三の二の一部、八三三の六の一部、八三五、八三五の一から八三五の三まで、八三六の一から八三六の四まで、八三九の三の一部、八三九の五、八三九次一、八四〇内第一の一部、八四〇の四の一部、八四〇の五、八四〇の二の一部、八四〇の三、八四〇の四の一部、八四〇の五、八四一、八四一の一、八四一の二、八四二、八四二の一から八四三の三まで、八四三の三まで、八四四の一から八四四の五まで、八四五の四まで、一一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字下光元字昆沙門八三から八二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第四百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯地区北方工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯地区驛牛工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る高草地区第七工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、気高町から同町が行う土地改良事業に係る下光元地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む)】